

## 役員および会計監査委員候補者選考委員会細則

- 第1条 この細則は、仙台市立八乙女中学校父母教師会会則第9条第2項の規定に基づき、役員および会計監査委員候補者選考委員会（以下「委員会」という）の組織、運営について定めるものとする。
- 第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 各地区から選出される1名の委員
  - (2) T会員から選出される2～3名の委員
- 第3条 委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長2名をおく。
- 第4条 委員会は、委員とは別に相談役をおくことができる。
- 第5条 委員長は、選考の結果を定時総会において報告する。
- 第6条 委員会の運営にあたっては、民主的に行い、非公開とする。
- 第7条 選考委員の中で、役員および会計監査委員の候補者となった場合は、選考委員の任を解く。
- 第8条 委員会は、その任務を終了した時に解散する。
- 第9条 役員および会計監査委員の履歴ポイント
- (1) 本部役員および各委員会の委員長を2年継続はその累積ポイントを保持し、今後入学予定の子供にも充てる事が出来る。子ども一人につき1ポイントは変わらない。
  - (2) 会計監査委員は、本部役員経験のあるものから選出するのが望ましい。また、継続は出来ず委員ポイントの対象にもならない。
- 付則 この細則は、平成 元年 3月 7日から施行する。  
平成20年 5月14日一部改正。  
平成24年 2月22日一部改正。  
平成28年 2月19日一部改訂。

## 旅 費 細 則

- 第1条 この細則は、仙台市立八乙女中学校父母教師会会則第39条の規定に基づき、旅費および手当て（以下「旅費等」という）について定めるものとする。
- 第2条 1. 本会は、会員が本会のために学区外に出張する時には、交通費の実費を支給することが出来る。  
2. 前項の額は、バスもしくは地下鉄を利用した場合における額とする。ただし自家用車を利用した場合は、運転者のみに一律500円を支給することが出来る。
- 第3条 本会は、会員の出張した時間が午後までに及ぶときは、手当てとして700円を支給することが出来る。
- 第4条 本会は、会員の泊を伴う会議や研修の場合には、交通費の実費と必要経費を支給することが出来る。ただし、必要経費の額は役員会において決定するが、緊急の場合は会長決裁とする。
- 第5条 本会の依頼により、会員以外の者が出張する場合の旅費等は、役員会で定めるものとする。
- 付則 この細則は、平成 元年 3月 7日から施行する。  
平成24年 6月 6日一部改正。

## 表 彰 細 則

- 第1条 この細則は、仙台市立八乙女中学校父母教師会会則第39条の規定に基づき、本会会員等の表彰について定めるものとする。
- 第2条 表彰者の選考基準は、次によるものとする。
- (1) 本会の運営・活動に尽力し、向上・発展に著しく寄与したもの
  - (2) 教育の振興に熱心で、本校の施設改善に資した功績が大なるもの
  - (3) 生徒の安全、生活、保健教育などに継続的な奉仕活動をしたもの。
  - (4) その他、前三項に準じ、運営委員会で表彰するに相当と認めたもの。
- 第3条 表彰者の選考は、役員会で候補者を推薦し、運営委員会で決定する。ただし、緊急な場合は会長の裁量による。
- 第4条 表彰は、会長名による表彰状および感謝状の二種類とし、第2条の1項に該当するものは表彰状、2・3項に該当するものは感謝状を贈るものとする。
- 第5条 表彰は、原則として、当該会員等の退会または退会に準ずる際実施するものとして総会において行う。ただし、特に必要と認めた場合は、臨時に行うことができるものとする。
- 第6条 県PTA、市PTAへの表彰者推挙は、第3条の規定を準用する。
- 第7条 本会に、表彰者名を記録した表彰者台帳を備え、保存するものとする。
- 付則 この細則は、平成 元年 3月 7日から施行する。

## 慶 弔 細 則

- 第1条 この細則は、仙台市立八乙女中学校父母教師会会則第39条の規定に基づき、本会会員等の慶弔について定めるものとする。
- 第2条 本会は、会員の次の慶弔金を贈ることができる。また、弔電を送ることができる。
- (1) 父母（P会員）本人死亡の場合・・・・・・・・・・5,000円
  - (2) 父母（P会員）の子弟（本校生徒）死亡の場合・・5,000円
  - (3) 教職員（T会員）本人死亡の場合・・・・・・・・・・5,000円
  - (4) 教職員（T会員）転勤の場合・・・・・・・・・・一律花束
  - (5) 教職員（T会員）退職の場合・・・・・・・・・・一律花束
- 第3条 本細則の運用にあたり、特に協議を必要とする事項が生じた場合は、役員会にはかり決定する。
- 第4条 本会は、会員以外の者または団体に対し、役員会において相当と認めた場合は慶弔金を贈ることができる。
- 付則 この細則は、平成 元年 3月 7日から施行する。  
平成14年 4月15日一部改正。  
平成21年 2月27日一部改正。

## 庶 務 細 則

- 付則 この細則は、平成20年 7月 2日から施行する。  
平成23年 2月23日一部改正。  
平成27年 2月18日廃止。